

平成25年度 第3回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成26年2月12日(水) 13:30～14:50

場所 北海道庁本庁舎 5階 共用会議室

(次第)

- 1 開 会
挨拶 (環境生活部くらし安全局長 浜田 美智子)
- 2 議 題
 - (1) 審議事項
 - ・第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の改定について
 - (2) 報告事項
 - ・第2次北海道男女平等参画基本計画平成26年度重点事項について
 - ・北海道男女平等参画チャレンジ賞について
 - (3) その他
- 3 閉 会

1. 開 会

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 皆様、こんにちは。

山田委員と武田委員がまだ来ておりませんが、お時間になりましたので、平成25年度第3回北海道男女平等参画審議会を開催させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、くらし安全局長の浜田よりご挨拶を申し上げます。

○浜田くらし安全局長 くらし安全局の浜田でございます。

皆様、本日は、大変お忙しい中、またお寒い中、道内各地からご出席いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様には、昨年10月に開催された審議会におきまして設置されたDVに関する道の基本計画を改定する専門部会、それから、これは毎年やっておりますが、男女平等参画チャレンジ賞ということで、その受賞者を選考する専門部会を前回の審議会に設置させていただきました。この間にご審議をいただきました。改めて、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

本日の審議会でございますが、専門部会において取りまとめたいただきました第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の答申案につきまして、皆様にご審議をいただきます。また、この計画にある平成26年度の重点事項についてご報告させていただくとともに、北海道男女平等参画チャレンジ賞の選考経過などについて、ご報告させていただく予定としております。

チャレンジ賞は、去る1月22日に、道庁におきまして、崎広副会長にご臨席いただきまして、今年度の男女平等参画チャレンジ賞の贈呈式を行いました。贈呈式の後には、若干の時間でしたが、知事も入っていただいて懇談する機会がございまして、受賞された方々の活動状況とか、立ち上げに当たって苦労したお話など、皆様からお話しする機会をいただいたところです。こういった活動を身近なモデルとして広報いたしまして、ぜひ、道民の皆様にも広く知っていただき、こういったチャレンジが道内各地に広がっていくことを期待するところでございます。

最後になりましたけれども、皆様におかれましては、北海道における男女平等参画社会の実現に向けまして、今後ともお力添えをいただきたいと思います。本日の審議を含めまして、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 本日の審議会の成立確認でございます。

北海道男女平等参画推進条例第28条第2項で委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないという規定になってございますけれども、本日は、委員15名のうち現在13名のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

まず最初に、お配りしてございます配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局（佐藤主幹） それでは、本日の審議会の資料につきまして確認させていただきます。

まず、本日の審議会の次第、配席図、委員名簿の各1枚もの、また、次第の下段に配付資料一覧を記載してございますが、本日は、その全ての資料をお席に配付させていただいております。

それでは、確認させていただきます。

まず、資料1は、第2次DV防止計画改定のための専門部会の開催状況の概要版の1枚ものでございます。資料2は、仮称でございますが、第3次DV防止基本計画の全体図（案）でございます。資料3は、同じく第3次のDV防止基本計画の答申案でございます。裏表で41ページでございます。最後に、フロー図が1枚ついてございます。資料4は、第2次北海道男女平等参画基本計画の平成26年度重点事項でございます。4ページでございます。資料5は、同じく26年度の重点事項の一覧表で、A4判1枚ものでございます。資料6は、チャレンジ賞選考のための専門部会の開催状況で、1枚ものの資料でございます。資料7は、同じくチャレンジ賞の受賞者の一覧でございます。さらに、参考資料としまして、参考資料1は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針ということで、裏表8ページものの概要版でございます。参考資料1-2は、基本的な方針の改正についてということで、1枚ものの資料でございます。参考資料2は、同じく国の基本的な方針の全体版でございます。結構厚い資料になっています。参考資料3は、地方公共団体における男女平等参画に関する施策の推進状況調査の結果でございます。裏表42ページにわたる資料でございます。さらに、

参考資料4は、カラーの資料で、北海道内市町村女性の参画マップを配付してございます。

なお、資料3と4につきましては、毎年、内閣府で行っております全国市町村に対する調査項目に道独自の調査項目を幾つか加えまして、道内市町村の条例の制定、計画の策定あるいは女性登用の状況などを取りまとめた結果と、その主な項目をカラーのマップとして示したものでございます。内容につきましては、今回、説明は省略させていただきますが、今後の審議のご参考にしていただきたいと存じます。

最後になりますが、チャレンジ賞のリーフレットということで、受賞者を紹介するカラーの裏表4ページの資料を配付してございます。

以上でございます。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 以上、配付資料の確認でしたが、抜けていらっしゃる方はいないでしょうか。

もし途中で抜けていることに気づいたら、教えていただければ私からお配りいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。

広瀬会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○広瀬会長 皆様、こんにちは。

きょうは、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

まず、議題1の審議事項です。

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の改定について、審議いたします。

この件については、昨年10月の第2回審議会において知事から諮問がありまして、その内容については、専門部会を設置して検討いたしました。このたび、専門部会での検討を終えて答申案として取りまとめいただきましたので、専門部会での検討状況について部会長の山崎委員からご報告をお願いいたします。

○山崎委員 それでは、私からご報告させていただきます。

専門部会は、昨年12月16日、本年の1月23日の2回にわたって行われました。

皆様、お手元の資料1をごらんください。

委員の構成ですけれども、下の名簿にありますように、鈴木委員、多田委員、西岡委員、広瀬委員、そして私の5名で構成されております。

今回の専門部会は、第2次基本計画の期間が今年度で終了することと、DV防止法が変わったということで、新しい基本計画の策定に向けての専門部会となります。

まず、1回目の専門部会ですけれども、これまでの第2次基本計画が具体的にどのように取り組まれてきたのか、その取り組み状況について事務局から報告を受けました。そして、基本計画の検討案について委員で審議させていただきました。

第1回目の専門部会で出た審議内容は、まず、学校におけるDV防止教育です。それから、DV被害者の子どもに対する配慮です。これは、DVで逃げてきて避難しているお子さんが学校に入ったときの学校での対応などの配慮についてです。それから、若年層への普及啓発の効果的方法、被害者の一時保護、被害者が高齢者や障がい者である場合の対応はどうしたらいいのか、地域の民生委員との連携の必要性、保護命令についての適切な助言とそれに伴う支援について意見交換がなされました。特に、DV対策としては、今後、将来的にDVをなくしていこう、根絶していこうという視点で若年層に対する予防啓発が重要ではないかということで、教育現場と連携した取り組みについて検討されました。その中で、特にDV被害者の子どもに対する配慮の項目について、DV被害者の子どもが教育を受ける権利を侵害されないことがないように、学校の受け入れ体制についての通知とか、学校の対応マニュアルがあるといいという意見、学校での加害者対応、先生たちが困ったときにどういったふうな対応をしたらいいのかということも含めたマニュアルが必要なのではないかという意見が出ました。

それから、民生委員との連携の項目については、民生委員に被害者対応を周知するとか理解を深めてもらうために民生・児童委員向けの対応マニュアルを以前につくったのですけれども、これを

活用した研修の働きかけをしたほうがいいのか、つまり、地域でDV被害者とその子どもたちを守っていきこうというような体制をつくったほうがいいのかという意見がありました。

こうした意見を踏まえまして、今回の基本計画案には、学校を移ることによって被害者の子どもの学ぶ権利が侵害されることがないように、学校関係者に対する理解の促進に努めることと、被害者の子どもの受け入れ等に関する対応マニュアルの作成を今回の基本計画案に追加することとしました。

1月23日に開かれました第2回目の専門部会では、これまでの基本計画の取り組み状況ということで、北海道の女性相談援助センターの所長に来ていただきまして、所長から被害者の自立支援に係る配慮についてお話を伺って意見交換等を行いました。

こういう2回の部会を持ちまして、専門部会の検討結果を取りまとめたものとして第3次基本計画の答申案が今お手元に配付されている次第です。

答申案の内容については、事務局の方から説明をいただきますので、皆様方にはそれに関してご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（佐藤主幹） それでは、引き続きまして、私から、専門部会におきましてご検討いただきました答申案について、資料に基づき、説明させていただきます。

まず、このたびの計画の改定に当たっての基本的な考え方につきましては、前回の審議会においてご説明のとおり、一つ目には、国の基本方針を踏まえて改定することと、二つ目としまして、現行の計画に盛り込んでいる取り組みに対する進捗状況等を検証し、計画の改正に反映させるというものでございました。こういった考えに沿いまして、検討案を作成し、ただいま部会長からの報告のとおり、専門部会におきまして大変ご熱心にご審議をいただきまして、このたび答申案として取りまとめていただいたところでございます。

そういったことから、初めに、国の基本方針の改定内容について簡単に説明させていただきます。その後、基本計画について説明させていただきます。

参考資料1-2をごらんください。

基本的な方針の改正についてという1枚ものの資料でございます。

今回改正されました国の基本方針に係る資料につきましては、参考資料1の概要版と参考資料2の全体版をご用意させていただきましたけれども、内容に非常にボリュームがありますので、説明は省略させていただき、改正のポイントのみを内閣府で作成したこの資料に基づいて説明させていただきます。

資料の中ほどの2の内容の欄をご覧ください。

この改正の主なものとして、(1)は、改正DV防止法の施行に伴いまして、生活の本拠をとにもする交際相手からの暴力及び被害者への法の準用と、法律の名前が保護の後に「等」が入って変わったということで、基本方針の題名を変更したところでございます。

(2)は、地方自治体などにおける先駆的な取り組みを提示することや内容の充実を図るために所要の見直しがなされてございまして、項目としましては、出入国管理及び難民認定法や児童扶養手当法の施行令、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の見直しなどの関連施策における制度や運用改善の内容を反映すること、また、被害者が高齢者または障がい者である場合の対応、警察における被害者の意思決定を支援する手続などについて新たに規定をしまして、また、民間団体との連携、若年層への教育、啓発及び暴力の防止、調査研究の推進等に関しましても所要の見直しが行われておりまして、本年1月3日から施行されているところでございます。

国の方針につきましては以上でございます。

続きまして、道の基本計画に係る答申案の説明をさせていただきます。

初めに、A3判の横長の資料2をご覧ください。

この資料は、仮称でございますが、第3次基本計画の全体的な体系を示したものでございます。表の上のほうには、(1)から(7)まで7項目の基本的な考え方を掲げてございまして、その下のほうに左側から七つの項目の目標、10項目の基本的方向、さらに、それに連なる施策の方向と一番右端に新たな取り組み等といった構成となっております。

この中で、斜体あるいは太文字等で表示しているものが現行計画からの変更部分でございます。その中でも、右端の取り組みにつきましては、今回、新規あるいは主な変更があったもののみ記載

してございます。

それでは、変更部分などにつきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、一番上の基本的な考え方のところでございます。

(5)の右端に「ネットワークの充実に努めます」とございますが、現行の計画では「ネットワークの構築」となっております。DV被害者支援の関係機関による連絡会議などによりまして構築については既になされているということで、構築の段階は終了しているとの判断から、今後の方向としましては、構築したネットワークの活用もしくは充実に努めるという意味で、「構築」を「充実」に変更してございます。

これに関連しまして、下のほうの基本的方向等が変わっている部分がございます。まず、基本的方向3の相談体制の充実の中で、①の配偶者暴力相談支援センターのiiとiiiの項目にそれぞれ「ネットワークの充実」と変更している部分がございます。同じく、その下の④のその他の関係機関との連携の中で、iとiiiの項目についても「ネットワークの充実」というふうに変更してございます。

さらに、同じくその下の基本的方向7の市町村、関係機関、団体等との連携協力の中のiとiiについても、それぞれネットワークを活用した暴力防止支援の充実とか、ネットワークを活用した具体的な問題解決の推進というふうな趣旨に沿った内容で変更してございます。

恐縮でございますが、もう一度上のほうの欄の基本的な考え方に戻させていただきます。

(6)の右側に「加害者更生の調査研究の促進に努めます」と記載してございます。現行は「調査研究に努めます」となっております。道みずからが調査研究を進めるような表現となっております。加害者更生に関するプログラム化などの調査研究につきましては、現在、国において進められているところでございまして、道が単独で調査研究を行うことは難しい状況でございます。したがって、その取り組みとしましては、国に対し、研究の促進を要請すること、あるいは、情報の収集などにとどまることから、このように変更しまして、これに合わせて基本的な方向9の「加害者更生に関する調査研究等の促進」というふうに「促進」を加えて変更してございます。また、その施策の方向につきましても、iの「加害者更生の研究促進に係る国への要請及び情報収集」と修正してございます。

次に、基本的方向1の(2)の若年層に対する予防啓発の推進という項目の部分でございます。

この施策の方向に、今回、iiとしまして、「若年層への効果的な啓発の推進」というものを新たに追加し、学校における予防教育の部分と一般的な若年層への啓発と、今回、項目を分けました。その取り組みについても、右側にありますとおり、学校関係者等を対象として、交際相手からの暴力に関する促進の理解のほか、新規に取り組む項目を追加しているところでございます。

以下、右側の新たな取り組みについて、詳しくは後ほどの答申案の中でまた説明させていただきたいと思っております。

改正案に係ります全体的な構成については以上でございますが、本計画の項目の追加あるいは変更等の理由につきましては、今回、国の方針に新たに盛り込まれた項目を取り入れたものが大変多いわけでございますが、道の取り組みとして単独で変更したものとしましては、まず、取り組みの欄の一番上の四角の中に4項目ほど記載してございます。

学校関係者への理解促進とか学校での予防教育の推進など、若年層における予防教育の部分、それから、4番目の四角でございます。それから、道立女性相談援助センターでの同伴する子どもの教育機会の確保、また、その下の委託による男性被害者の一時保護の実施、さらに、下から2番目の四角の中で二つ目の丸でございますが、先ほど部会長からもお話がございましたが、専門部会としての意見としてご提案いただきました項目で、学校における被害者の子どもの受け入れ等に関する対応マニュアルの作成などでございます。

それでは、詳細につきましては、資料3で説明させていただきたいと思っております。

基本計画(答申案)という資料でございます。

資料の中でアンダーラインを付してある部分が現行計画からの変更点でございます。その変更点を中心にご説明させていただきたいと思っております。

まず、ページを開いていただきまして、目次でございます。

全体の構成といたしましては、序、総論、各論、次のページに参りまして、基本計画の施策体系図といった四つの項目で構成をしております。この構成内容につきましては、現行の計画と変更はございません。

初めに、1ページの序の部分で、1の計画の趣旨でございます。

1ページ目の下段から次のページにかけまして、昨年度の法律の改正、また、本年1月にございました国の基本方針の改定という新たな動きにつきまして加筆をするとともに、全体的に文言の整理をさせていただいたものでございます。

次に、2ページの計画の性格については変更がございません。

3番目の期間でございますが、第3次の計画の期間につきましては、平成30年度までのおおむね5年の計画とするということで記載してございます。

次に、3ページの総論でございます。

まず、3ページから次の4ページまでが基本的な考え方を記載してございますけれども、4ページをごらんください。

4ページの四角で囲った部分でございますが、5と6に、先ほどご説明のとおり、「ネットワークの構築」を「ネットワークの充実」に、さらに、「加害者更生の調査研究等」につきましては、「促進に努めます」と変更してございます。

次に、5ページでございます。

5ページから13ページに至りましては、2の配偶者からの暴力被害の現状ということで、被害の状況、相談の状況、一時保護の状況などについてデータを用いて説明している箇所でございますが、ここの部分につきましては、データを更新させていただくとともに、それに伴いまして文言の修正などを一部行っております。

内容については、省略させていただきたいと思っております。

また、この計画全体におきまして、道の機構改正とか所管の変更、あるいは配偶者暴力相談支援センターの増設など、基礎的なデータの修正を行っている部分がございますが、こういった部分につきましてはご説明を省略させていただきたいと存じます。

それでは、14ページ以降でございますが、各論についてご説明を申し上げます。

まず、15ページをご覧ください。

(2)の若年層に対する予防啓発の推進という項目の中で、児童生徒の発達段階に応じた予防教育や教師、学校関係者への理解促進の必要性などについて記載させていただきました。そして、次の16ページにその取り組みを書いておりますが、丸の二つ目でございます。教師や学校関係者を対象とした研修会を開催し、配偶者や交際相手からの暴力に関する理解を促進するとともに、学校における予防教育を推進します。また、三つ目の学校教育関係者との連携により、学習に必要な教材等を作成しますということで新たに取り組みを盛り込んでございます。

また、iiの若年層への効果的な啓発の推進でございます。特設サイトに掲載するチェックリストの活用などによる若い年齢層への啓発、あるいは、交際相手からの暴力に関する知識や相談窓口を周知するための効果的な啓発活動などを新たに盛り込んでございます。若年層への効果的な啓発の推進は、新たに項目として設けたものでございます。

次に、18ページをごらんください。

③の福祉関係者からの通報でございます。

専門部会におきまして、民生委員、児童委員などに対して、適切な対応についての周知が必要ではないかとの意見をいただきましたことから、取り組みの丸の二つ目に、既に作成している対応マニュアルの周知や研修による利用促進を図ることを追加してございます。

次に、その下の(2)通報等への適切な対応の項目についてでございます。

①の配偶者暴力相談支援センターに関することでございます。

施策の方向の部分に、被害者が高齢者、または障がい者で虐待に当たると思われる場合には、それぞれの虐待防止法に基づきまして市町村に通報を行い、その後の支援について十分な連携を図ることを加筆しました。その取り組みとしては、次の19ページの上から三つ目の丸でございます。市町村への通報とともに、連携して被害者の支援を行うことを新たに盛り込んでおります。

次に、19ページの3の相談体制の充実という項目では、次のページの①の配偶者暴力相談支援センターの施策の方向の欄にi、ii、iiiと項目がございますが、iiとiiiにつきましては、先ほどの説明のとおり、「ネットワークの構築」を「充実」に変更し、内容もそれに合わせたものに変更しております。

次に、21ページの②の警察の対応でございます。

その取り組みの欄に、今回、国の方針に盛り込まれた被害者への適切な対応について加筆するとともに、さらに次のページで、取り組みの四つ目の丸にございますとおり、被害者に意思がない場合であっても、被害届を出すように働きかけることを新たに項目として加えてございます。

飛びまして、次に、24ページをごらんください。

4の保護体制の(1)の一時保護に関する説明でございます。

関連法令の改正などにより、国の基本方針で盛り込むことになりました高齢者または障がい者の虐待、児童虐待等の関係で市町村との連携について加筆しました。また、これまで検討してきた他県との連携についても状況に応じて対応します。また、同じく検討としていた男性の一時保護につきましても委託先の確保に努めることとしまして、それぞれの内容を変更しております。

また、①の道立女性相談援助センターに関するところで、施策の方向の中でiの受け入れ体制の充実でございます。先ほどの説明のとおり、子どもの学習機会の確保と入所者の高齢化、多様化に伴いまして多様な支援が必要となったことについて加筆をしました。そして、次のページの取り組みの下から四つ目で、教育関係機関の協力を得ながら同伴する子どもの教育機会の確保に努めることと、最後の丸で、道立女性援助センターのバリアフリー化について新たに盛り込んでおります。

また、その下の②の被害者の一時保護を委託する施設でございます。

先ほど申し上げましたが、25ページの取り組みの一番下で、男性被害者の一時保護については、委託により社会福祉施設などの活用により実施するというところで新たな取り組みとして記載してございます。

次に、26ページをごらんください。

(2)の保護命令制度の利用についてでございます。

中段から下の施策の方向のiiでございます。保護命令についての適切な助言と支援の項目に関しまして、いずれも今回の国の基本方針に盛り込まれた項目でございますが、緊急に保護命令が必要な場合には、審尋等の期日を経ずに発令するように事情を申し出ることが可能であることなどを加筆しました。また、被害者が保護施設等を退所する場合や遠隔地へ避難する場合などにおいて、被害者の住所または居所を管轄する警察や新たな避難先になる地方公共団体との連携を図り、被害者の安全確保に努めるということも新たに加えてございます。これに伴いまして、取り組みの一番下の丸でございますが、これまでの警察に加え、さらに市町村などの地方公共団体を新たに追加してございます。

続きまして、27ページでございます。

被害者の自立支援に関連いたしまして、施策の方向iの総合的な支援体制の整備ということで、その取り組みの中の一つとして、現行では「被害者の自立に向けた支援ハンドブックを作成する」とされておりましたが、これは23年3月に作成済みでございますので、今後は作成したハンドブックを「周知・利用促進を図る」に変更して、関連機関の連携についても「連携の充実を図る」に変更してございます。

次のページをめくっていただきまして、二つ目としまして、一番上でございます。今回の国の方針に盛り込まれたワンストップ・サービスの促進についても、新たに加えてございます。

次に、その下のiiの就業の促進についてでございます。

取り組みの中の一番下の丸になりますが、昨年12月に公布されまして、平成27年4月に施行予定の生活困窮者自立支援制度の活用が図られるように情報提供に努めることを新たに加えております。これも、今回、新たに国の方針に盛り込まれているものでございます。

次に、29ページの中ほどでございますが、片仮名のイの児童扶養手当に関してでございます。

父または母が保護命令を受けた児童についても児童扶養手当の支給が可能となることを新たに明示しまして、細やかな情報提供を行うことに変更してございます。

次の30ページをごらんください。

viiの同居する子どもの就学等の項目でございます。

先ほど部会長からもお話がございましたが、被害者の子どもの転校などの際に、学校関係者の無理解や不安などから転校手続がスムーズに行かない場合もあるという意見を踏まえまして、学校関係者に対する理解の促進に努めることを新たに加筆しました。その取り組みについても、三つ目の丸でございますが、被害者の子どもの受け入れ等に関する対応マニュアルを作成することを新たに盛り込んでおります。

次に、その下のⅧの住民基本台帳の閲覧等の制限についてでございます。

今回の国における住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の見直しにおきまして新たに対象として盛り込まれた項目でございますが、被害者が外国人住民である場合や交際相手からの暴力による被害者についても支援措置の対象となることから、適切に対応することについて加筆をしました。また、取り組みにつきましても、今回、国の方針に盛り込まれたものでございますが、次の31ページの一番上で、被害者情報を加害者等に対して提供することがないように、市町村に対して周知徹底を図ることをこの計画に新たに明示してございます。

次に、32ページをごらんください。

7の市町村、関係機関・団体等との連携協力でございます。

先ほど申し上げましたが、施策の方向及び取り組みの中で、現行は「ネットワークの構築」となっている部分については既に体制が構築されているということで、「充実」もしくは「活用」の趣旨に沿って記述を変更してございます。

次に、34ページでございます。

9の加害者更生に関する調査研究等の促進につきましては、先ほど申し上げましたが、国における調査研究等の現状を新たに加筆しまして、次の35ページの上のほうにございますけれども、道において加害者更生に関する調査研究、検討をみずから進める状況にはないということでございます。施策の方向及び取り組みの内容をこのような形に修正してございます。

36ページ以降につきましては、基本計画の施策の体系図ということで、これまでお話をした計画の体系を示したものを載せてございます。

最後に、全体の被害者支援に関するフロー図をつけてございます。組織等の改正で若干修正しておりますが、大きな枠組みの変更はございません。

以上、答申案に係る説明について終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ただいま資料2と3、参考資料1を使いまして説明がございましたが、この説明につきましてご質問、ご意見はございますか。

○**崎広副会長** 誰からもないようですので、口火ということで、私から申し上げます。

この計画のタイトルは、防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画となっていて、被害者保護と支援についての点は十分理解できるのですが、配偶者暴力防止の点で見えていくと、一つには啓発を進めます。それはやめなさいということを知らしめる。それから、早期発見は早く見つけますということなんです。最後に、一番気になっているところは、質問の部分ですが、やったらどうするのということになると、先ほど言っていた警察の対応の中で書かれているように、この法の定めるところの罰則規定はどのようになっているのでしょうか。不勉強で申しわけないです。

例えば、法を見ると、接近禁止などの措置がいろいろあるようですけれども、実際問題として、暴力を振るわれた方に対する刑罰措置だとか、例えば、わかりやすく言うとストーカー防止法では何かできたとか、刑罰的な面での改正は強化されたのか、その辺の詳しいところがわからないものですから、教えていただければと思います。

○**事務局(佐藤主幹)** 加害者に対する刑罰的な面についての法律の関係でございます。

配偶者暴力は、夫婦関係の中で起こる暴力に関するものでございまして、一般的な犯罪的な暴力とは法律の趣旨が少し違ってございます。配偶者暴力防止法の中では、加害者に対する刑罰については特に定めがないというふうに理解してございます。

ただ、被害者を守るために、例えば、裁判所の保護命令とか、接近禁止とか、防止のためのさまざまな措置は当然あるわけでございますが、加害者そのものに対しての刑罰は特に規定がございません。

専門家の立場から補足をいただければ申し上げます。

○**多田委員** 加害者に対する罰則というか、特に刑事事件にしたいということになると、警察に相談して、刑法のそれぞれの罰則の暴行罪とか傷害罪などを適用して刑事手続を進めていってもらうような形になると思います。

今、DVの被害者から申告があった場合に、警察はかなり親身になって相談していただいています。そういった現状があるので、警察は数年前より相当丁寧に対応していただいているので、被害者の方は相談しやすい環境になっているのかなというのが私の印象です。

○崎広副会長 では、基本的に、処罰する法律は旧来の法律体系の中で対応していくということなのですね。

○多田委員 そうですね。刑事罰についてはそうなります。DV防止法の中でも接近禁止命令などがありますので、それに違反したら処罰するというような形になると思います。

○崎広副会長 わかりました。

○山根委員 ずっと読んできて、本当に充実した内容になっているなと思っておりました。ネットワークの充実とか情報の共有とか、そういう文言はすごくわかるのですが、これが本当に機能しているかどうかはどういうところでチェックされるのかなと思ったので、お尋ねしたいと思います。

あと、言葉の件でいつも指摘させていただいているのですが、婦人相談所がありますけれども、やっぱり、「婦人」と言うと女性の中でも幅が狭く受け取られます。そんなふうになると、世の中の流れから女性相談所、女性相談員というふうに変えていくのが今の時代としては当然ではないかと思えます。若い女性が相談に行こうと思っても、婦人という言葉が気になるとか、そんなことがないのかなと思いました。

それから、母子家庭、父子家庭、母子生活というところも、時代を考えれば、ひとり親家庭ということで、ひとり親で（母）とか（父）とかですね。国はまだではないかと思うのですが、そのような表現にしていくような方向で検討していただけないものかと思っております。よろしくお祈りします。

○事務局（佐藤主幹） 初めに、連携の部分でございます。

DVに関する関係機関の連絡会議が、実は、本庁の部分と各地域の振興局単位で地域における連携会議を持ってございます。本庁の場合は、四十何団体がこれに含まれているわけですが、実は、あさって、この会議が開催されるのですけれども、そういった会議がございます。その中で、さまざまな機関から、ふだんの取り組み状況などいろいろな情報が提供されて、全体でそれを共有するということがまず1点ございます。これは、全道の各地域においても定期的に行っております。そういったものについては、お互いにわかっていますので、その事案に応じてそういったつながりを活用しながら必要な連携をしている状況でございます。

ただ、事案によって構成メンバーがこれでいいのかということもございますので、そういったものについては、今後も、例えば、こういった機関があるのでこういう機関に入ってもらいましょうとか、こちらのほうにこういう情報があるので、こういった情報をその会議の中で共有しましょうということについては、今後も検討しながら、不断に充実に努めていきたいということでございます。

それから、二つ目、三つ目でございます。

婦人相談所並びに母子生活の母子、婦人の部分でございます。

婦人相談所は、売春防止法の中でそういうものの設置づけが義務づけられておまして、DV防止法の中でも婦人相談所が一時保護などを行うというふうにより法律に明記されている名称でございます。委員のおっしゃる趣旨は十分わかりますが、国の法律の改正が行われる必要があるのではないかと思っております。国でもそういった表現などについては検討していることも聞いておりますので、母子についても同様でございますが、今後、そういった形に持っていきたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお祈りします。

○足立委員 足立です。

趣旨的な内容のものではないのですけれども、若年層に対する予防啓発の推進ということで、今回、そういう項目を追加するという形で15ページの（2）に、これは前からの文言としてあったのだと思いますが、若年層に対しての啓発に当たっては、インターネットなど多様な媒体を有効に活用するという項目があって、取り組みの中でもインターネットという言葉が啓発の項目では何項目か出てくるわけです。文言としては、現状としてはこういう形でいいのかなというふうには思っているのですが、特にここで言うところの多様な媒体というところで最近感じるところがありまして、意見としてお話をさせていただきたいと思っております。

声がかれておまして、申しわけありません。

実は、北海道のホームページというか、スマホでDV北海道を検索いたしますと、通常のパソコンタイプのホームページが出てきてしまうのです。今、若い人たちには、スマホで簡単に見られる、

スマホの大きさに合ったホームページを具体的に用意していくべきではないかと思います。残念ながら、私は全部当たったわけではないので、そういうホームページが用意されていれば別ですが、私が思いつく限りの形で検索し、スマートフォンでそういうホームページを眺めたところでは、具体的には、伊達、北広島あたりの市のDVの項目ですとスマホ用のものが出てまいります。しかし、残念ながら、それ以外では、NPOでも具体的にスマホのページにぱっと行くようなものが少ないのです。やはり、それでは若い人たちへの啓発、あるいは、何かあったときに連絡先がないのか、どういう対処が必要なのだという参考意見を求めるときに、具体的に今の若い人たちが多用しているスマホあたりに対応した形が必要なのではないかと思います。

ですから、スマホについても、具体的にはインターネットに間違いのないので、言葉的にはこういう処理なのだろうと思うのですが、内容的には、道におかれましても、緊急的に検索したい、何か探したいといったときに、ホームページが出てしまいますと、読めないことはないですが、大きくすれば読めるのですけれども、やはり、それでは若い人たちの実質的な対応、あるいは、本当の啓発につながっていかないのではないかと感じております。

この案を読ませていただく中で、インターネットというくくりの仕方はやむを得ないと思いますけれども、そうした点があるのではないかなということを感じましたので、意見として申し述べさせていただきます。

○山根委員 今の方とは違うかもしれませんが、自分がインターネットをできない、したがってホームページを見られない状態にあるものですから、そういう方たちのことを考えてお話しします。

やはり、今は、どんな資料があるかなと役場に行きますと、たくさん並べてあって、それを見出すのがなかなか難しいほどたくさんの資料があります。だから、目につくのは本当に大変なことです。

それから、広報紙ほっかいどうが2カ月に一遍出るのでありますが、それを見ても、そういうようなことに関連した情報がなかなか入っていません。成立した法律の番号などはあるのですけれどもね。私は、やっぱり、本当に一人一人のところへ届くことに目を配って施策をするべきだなと思っているのです。広報の中に男女平等参画コーナーとか、DVもこんなにたくさん仲間がいるのだとわかるように、こんな数字になっているとか、そういうことがみんなにわかるようなコーナーがあったらいいなというふうに思っております。Q&Aでもいいし、みんなが一番目につくようなところに、うちは新聞の中に入ってくるので、新聞をとっていない人は届かないけれども、本当に困ったところに支援の手が行かないことが今はすごく問題なのだというふうに思っています。

話は別ですが、チャレンジ賞についても私の周りには誰も知りません。そんなような状況では、せっかくやっていることがなかなか意味のあるものになっていかないのではないかと思います。

もうちょっと言いたかったのですが、忘れたので、また後にします。

○広瀬会長 今、ITによって情報を流すこと、あるいは、逆に、IT弱者に対するケアのあたりの意見が出てまいりましたが、いかがでしょうか。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 今のご意見でございますけれども、まず最初に、インターネットということで、足立委員からご意見をいただきました。

確かに、パソコンだけではなくて、今、若い人たちはかなりの割合でスマホをお持ちでございますので、足立委員のご意見を参考に、スマホによる啓発についても検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、山根委員からありましたパソコン等を持たない方への啓発でございます。

山根委員が最初におっしゃった広報紙ほっかいどうは年間の回数も限られていますし、紙面も限られてございますので、入れてもらうのはなかなか難しいと思いますけれども、私どものほうでも毎回のようにはお願いはしてございます。

そのほかにも、私どもで、そういう方々一人一人に届けることがなかなか難しいこともございまして、できれば、ポスターなり、どこかの役場のコーナーに置いてもらうなりをしてPRし、そういう方々への啓発についても怠りのないようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山崎委員 インターネット媒体ではない啓発ということで、私どものところに相談に来る方うちのことを何で知りましたかと聞くと、コンビニに北海道でつくっている小さいカードがあるので。コンビニにカードが置いてあったとか、精神科にカードが置いてあったということで、要

所要所にカードが結構置いてあって、それにつながり方が結構いらっしゃるので、そういうカードを置いてもらうところをふやすのも一つの大きな啓発になるのかなと感じています。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ほかに、この答申案に関していかがでしょうか。

○**田中委員** ここの中身をよく読んでみますと、同伴する子どものことが何度も出てくるのです。教育機関との連携を高めるとか、そういうことの具体的なやり方といいますか、同伴してくる子どもの場合は、本当に追い詰められた状況で同伴されてくることもあると思うのです。そういうときは学校とのつながりや教育とのつながりが切れてしまうのではないかという心配があるのですが、具体的にはどんな感じなのでしょう。

○**事務局（木元男女平等参画担当課長）** 一時保護のときに同伴されたお子さんは、例えば、私どもの道立の援助センターに入った場合は、そこの施設に2週間程度、あるいは、もう少し長い方もいらっしゃるかと思えますけれども、そのときは逆に学校に行くことはどうしてもできません。

そこで、私どもで何をやっているかという、今までは職員が週に何日間か教育ということで勉強を教えておりました。今年になってから、回数を増やそうということで、ただ、職員も通常の業務を持っていますので、職員の負担になるということもありまして、センターの職員の発想で、学校の教員のOBの数名にボランティアでお願いしまして、今までは職員の中では週に1回しかできなかったのですが、週2回、子どもの勉強を見ていただいているのが現状でございます。

○**広瀬会長** 今のことはよろしいでしょうか。

○**山崎委員** はい。

○**広瀬会長** ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** もしご意見、ご質問がないようでしたら、本日は幾つかのご意見が出ましたけれども、それらを勘案して、私と部会長と事務局で最終的な調整を行わせていただいて、審議会としてまとめたいと思いますが、ご一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、事務局から、今後のスケジュール等についてご説明をお願いします。

○**事務局（佐藤主幹）** 資料等は特にございませませんが、今後のスケジュールについて簡単に説明させていただきます。

本日の審議会でのご意見等を踏まえた最終調整の後、今月中ぐらいには正式に答申をいただきまして、それに基づき基本計画の素案を作成いたします。早ければ、3月末には、その素案に基づきまして議会等に報告した上でその後、4月以降の5月中を目途に道民からの意見を広く聞くパブリックコメントを実施いたします。6月ごろにはパブリックコメントの意見を踏まえた計画案を作成いたしまして、さらに、議会等での審議などを経まして、7月末までには庁内の知事及び各部長を構成メンバーとします北海道男女平等参画推進本部におきまして最終決定し、施行する予定でございます。その後、当審議会においてもその経過等についてご報告させていただく予定とさせていただきます。

○**広瀬会長** 今、これからのスケジュールについてご説明を願いましたけれども、今のご説明に関して、ご質問、ご意見は何かございますでしょうか。

○**山根委員** パブリックコメントは、新聞等にも掲載されるのでしょうか。

○**事務局（木元男女平等参画担当課長）** 当然、私どもがパブリックコメントを始めるときは、新聞にパブリックコメントを始めましたということで新聞報道はしますし、紙面に載るようになってございます。

○**山根委員** 私のいる町でも、総合計画の件について、町の広報にパブリックコメントの紙が入ってきて応募できるようになっていました。いろいろなやり方があるので、なるべく多くの方に行き届くようにお願いします。

○**広瀬会長** ほかにご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** もしございませんようでしたら、この件に関してはご承認いただいたということで、続きまして、議題2の報告事項に入らせていただきます。

報告事項の①の第2次北海道男女平等参画基本計画平成26年度重点事項について、事務局からご報告をお願いします。

○事務局（浅野主任）

私からは、第2次北海道男女平等参画基本計画平成26年度重点事項につきまして、資料4と5に基づいてご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、資料4をご覧ください。

資料4につきましては、平成26年度の重点事項について説明してございます。

まず、1番目といたしまして重点事項の趣旨、2番目といたしまして平成26年度重点事項の選定状況、3番目といたしまして重点事項の内容と選定理由について記載させていただいております。

平成26年度の重点事項につきましては、当審議会におきまして、第2次北海道男女平等参画基本計画体系の13項目の基本方向の中から7項目、そして、40項目の施策の方向の中から11項目を重点項目として選定する内容の意見をいただいております。

その意見に基づきまして、昨年12月19日に、道庁内の組織であります北海道男女平等参画推進本部でこちらの資料の内容が決定しております。

続きまして、資料5をご覧ください。

こちらにつきましては、資料4の重点項目の項目を一覧表にしたものでございます。関係する部局を右側に主な関係部ということで記載させていただいております。

先ほど、資料4でお話しさせていただきました7項目の基本方向と11項目の施策の方向につきましては、黒抜きで示しております。

今回、決定いたしました26年度の重点事項につきましては、当グループから道庁内の関係部局に連絡いたしまして、関係部局がそれぞれの事業を実施するに当たって、男女平等参画の視点を加えて行っていただくことをお願いする予定でございます。

報告については以上でございます。

○広瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

○山根委員 初めてだったので聞きたいのですけれども、関係部局にこの視点で取り組んでくださいとおろしますね。おろしたものがどのような結果を生んだのかということについては、どこでお知らせいただけるのでしょうか。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） それについては、平成26年度ですから、今年の4月からの話です。その結果につきましては、丸1年経った後の26年度が終わった27年度の第1回目の審議会で、こういうことをやりましたということをご報告させていただく予定でございます。

○山根委員 このような重点事項になって、この重点について実施してくださいという働きかけをして、それがどのような成果だったかということは、この2年の任期の後の方に引き継がれるということでしょうか。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） そうです。報告の場としては、そういうことになります。

○山根委員 重点事項を決めるのは2年に一回ですか。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 毎年でございます。

○山根委員 そうしたら、私たちが今決めた重点事項は1年たったら若干の成果は見られるということもありますね。そうすると、それは平成でいうと27年ですね。

○広瀬会長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○広瀬会長 もしなければ、①の報告事項についてはよろしいということで、続きまして、②の報告事項です。平成25年度北海道男女平等参画チャレンジ賞についてです。

これは、昨年10月の審議会において、選考のための専門部会を設置いたしまして、11月に候補者の選考が行われましたので、専門部会の開催状況について、部会長の崎広副会長からご報告をお願いしたいと思います。

○崎広副会長 私から報告させていただきます。

開催状況としては、11月20日の選考会の1回だけですが、事前に事務局から推薦に当たっての関係書類が齊藤委員、高田委員、山田委員、山中委員、私の5名に事前に送られてきてまして、それを読んでおいて、当日、決められた書式に基づいて、何個か項目があるのですが、項目ごとに採

点し、その採点結果に基づいて選考したということです。

まずもって、4名の委員については、ご協力をありがとうございました。

審議は結構長時間にわたりまして、点数的には比較的ばつぱと出たのですけれども、目線の違いなどがいろいろとあって、私は初めてなのですが、聞くところによると、近年になく難航した審議だったと伺っております。

その結果は、お手元の一番最後にチャレンジ賞という写真がついた資料があるのですけれども、この中に選定の理由が書いてありますので、選考理由についてはそちらを読んでいただければと思います。いずれにしても、委員としては客観的に評価させていただいて、このような結果になったということです。

また、事務局に聞くところ、先般、旭川医科大学二輪草センターというところに知事が訪問されたということを伺っておりますので、うれしく思っております。

きょうお集まりの委員の方へお願いでございますけれども、こういったモデルや、こういったチャレンジについては、いろいろなところでやられているかと思っておりますので、もしお気づきの点があれば、次年度の活動などについて積極的に活用していただいて、動機づけを図られることがよろしいのではないかと思います。今後も、こうした活動の展開が全道に伝わっていくことを期待しております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

○広瀬会長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありますでしょうか。

○山根委員 ここには受賞された方の分しかわからないようになっていますが、応募された部分を公開するわけにはいかないのでしょうか。

それから、崎広副会長に、目線の違いという本音のところをお尋ねしたいなと思います。

○崎広副会長 まず、募集総数は5件でございました。公開のことについては、事務局からお答え願います。

目線の違いは、余りこだわることではないのですけれども、例えば、一番端的だったのは、旭川医科大学は、国からの助成とかいろいろ設けていて、大学で大きなところで費用もあって、一方では個人でやっているとなくなると、お金がいっぱいあるところのほうが活動としての見栄えがよくなるのは当たり前ではないかという意見があったのです。でも、大きいからだめだとか、公的だからだめだとか、小さいのがいいとか、そういう基準にはなっていません。あくまでも、そういった男女平等参画に向けた取り組みをしっかりとしているところです。それは、例えばこのモデルがほかにも転用できるか、アピールがあるか、そういう評価点が何点かあったので、その評価点に基づいてジャッジすると、この2件だねということでございます。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） もう一点、選ばれなかった方を公表しないのかということでございます。

公表することによって、選ばれなかった方が傷つくおそれもございますので、今までも公表をしてございませんし、今後も公表する予定はございません。

○山根委員 難しい問題かもしれないのですが、学校の中において作品展をやったりするときはそんなことを考えたことがないなと思いました。これまでも、これからも、そのようにということであれば、私たちはどういうところから応募があったのかなということもわからないで終わってしまいます。採点のところでは、崎広副会長からお話があったので、そういうこともあるのだなとわかったのですが、知りたいと思っております。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 審議会の中での情報提供ということであれば、検討してみたいと思います。

○広瀬会長 贈呈式が1月22日に行われたということなので、その様子について事務局からご報告をお願いします。

○事務局（山中主任） チャレンジ賞の贈呈式の様子についてご報告させていただきます。

贈呈式は、平成26年1月22日の水曜日の15時から道庁3階の知事会議室で行いました。出席者は輝く女性のチャレンジ賞の廣瀬久美さんと輝く北のチャレンジ支援賞の旭川医科大学二輪草センターの山本センター長と間宮副センター長にお越しいただきました。

まず、崎広副会長から専門部会での選考内容についてご説明いただいて、次に、高橋知事から表

表彰状と副賞が贈呈されました。受賞者の活動内容や写真、表彰状の写真については、カラーのリーフレットに掲載しておりますので、ごらんください。

表彰状については、リーフレットの裏面ですけれども、旭川在住の平田鳥閑先生という書家の先生にご揮毫をいただいたものになっております。表彰状と副賞の贈呈の後に、受賞者の皆様と高橋知事との懇談を行いまして、受賞者の皆様の活動について知事と和やかにお話しされました。懇談の内容につきましては、ホームページにアップしていますので、ご覧いただければと思います。ホームページをご覧になれない方もいらっしゃるということなので、その方には、後日、郵送で資料をお送りしたいと思います。

また、贈呈式の様子についても、詳しくはホームページに掲載してしまして、写真等をご覧になれますのでお知らせします。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ただいまのご報告について何か質問等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、ないということですので、次の議題に入りたいと思います。

その他という項目ですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** では、事務局からはございますか。

○**事務局(浅野主任)** 次回の審議会の予定についてお知らせさせていただきます。

平成26年度第1回の審議会は年度がかわりまして、9月から10月ごろに開催する予定でございます。時期が近くなりましたら、事前に出席可能な日程につきましてお伺いいたしますので、よろしくお願ひします。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

特にご質問がなければ、以上をもちまして本日の議事を終了してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** ありがとうございます。

3. 閉 会

○**事務局(木元男女平等参画担当課長)** 長時間にわたるご審議をありがとうございます。

これをもちまして、平成25年度第3回北海道男女平等参画審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

以 上